

[事案 29-35] 新契約無効確認請求

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-34] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

契約内容が意思に反するものであったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

祖父が、相続税対策として、孫である自分に生前贈与をすることを目的とし、祖父が保険料を負担することにより、平成 25 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約では被保険者が申立人とされているため、祖父が死亡しても保険契約は終了せず、自分は本契約を解約して解約返戻金を受け取るしかなく、その場合は解約返戻金の額が保険料累計額を下回るから、生前贈与の目的を達することはできず、これは要素の錯誤（民法 95 条本文）に当たる。
- (2) 募集人は、祖父が、相続税対策として自分への生前贈与を行うに当たり、現金を渡すよりも、同額を保険料として保険契約を締結するほうが受贈者にとって利益がある（受け取れる額が大きい）との錯誤に陥っていることを知りながら、それを奇貨とし、それが誤解であることを祖父および自分に秘して、祖父が自分に本契約を申し込ませるよう仕向けた。これによって、自分は錯誤に陥り、本契約を申し込んだものであるから、詐欺（民法 96 条 1 項）に当たる。
- (3) 募集人は、祖父が死亡した時、保険金は受け取れず、解約すると払込保険料を下回る額の解約返戻金しか受け取ることができないという事実を告げなかったため、そのようなことはないと誤認し、本契約を申し込んだのであるから、不利益事実の不告知による契約（消費者契約法 4 条 2 項）に当たる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は申立人祖父の依頼・指示を受けて勧めたものであり、担当者は、不適正な対応はしていない。
- (2) 申立人の祖父は、年齢の関係で保険料が払い込めなくなった場合についても言及し、担当者は、解約返戻金の額が時期によっては既払込保険料の合計額を下回ることや、払済保険へ変更して据え置く方法を提案し、了承を得ている。また、契約者へも説明してほしいという要望に応じ、後日契約者である申立人にも同様の説明を行っている。
- (3) 保険料負担者の申立人祖父は、その死亡後、死亡保険金としてではなく、解約による資産移転を当初から目的としており、資産を移転する時期にまで興味を持って募集人に質問していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認する

ため、申立人の祖父および代理人弁護士ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、錯誤無効、募集人の詐欺または不利益事実の不実告知は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。